

# 保証書

ご住所 東京都千代田区△△○-○-○

お名前 SAMPLE 様

電話番号 00-0000-0000

## ボロンdeガード<sup>®</sup> —新築シロアリ保証—

本件シロアリ予防工事は、一般社団法人日本ホウ酸処理協会(以下、当協会)に加盟する認定施工店に所属し、厳正な指導・審査を経て登録されたホウ酸施工士が、日本ボレイト株式会社(以下、当社)が販売したティンボアPCO等を適正に使用して施工された「ボロンdeガード<sup>®</sup>工法」ですので、下記の通り保証します。

建物取得者様の建物の適切な維持管理および正常な使用状態において、保証期間内に建物にシロアリの被害が生じた場合には、保証約款の規定に基づき、修復費用を補償し、無償で再施工します。

1. 施工完了日：2018年 1月 1日
2. 保証期間：2018年 1月 1日～2033年 1月 1日
3. 1階床面積：50㎡
4. 保証内容：裏面の保証約款によります。
5. ホウ酸施工士：ボレイトくん (認定番号：No.999999)
6. 定期検査：
 

第1回	年	月	日	実施作業者	印
				(認定番号：)	
第2回	年	月	日	実施作業者	印
				(認定番号：)	

一般社団法人

日本ホウ酸処理協会 日本ボレイト株式会社

〒135-0001 東京都江東区毛利1-21-9 三喜ビル1F Tel.03-6659-5785 Fax.03-6659-5685

## 1. 保証の対象

この保証を受ける建物は、次の条件を満たしている必要があります。

- ① 新築であること。
- ② 基礎は、次のいずれかであること。
  - i 鉄筋コンクリート造のべた基礎であること。
  - ii ①以外の場合は、布基礎との打継ぎやひび割れ等の隙間を「ポレイトシール®」で適正に処理された防湿コンクリートであること。
- ③ 定期検査ができない基礎貫通部に「ポレイトシール®」が適正に施工されていること。
- ④ 基礎外断熱工法の場合は、当協会が指定する基礎外断熱材※が規定通りに施工され、メーカー保証が付保されていること。  
※ホームページでご確認ください。 <https://housan.jp/wrty/>

## 2. 保証内容

- ① 建物よりシロアリが発生し、予防処理を行った木部に損害があった場合は、無償で再施工します。
- ② 建物よりシロアリが発生し、予防処理を行った木部に損害があった場合は、300万円を限度として修復費用を補償します。
- ③ シロアリの種類はイエシロアリとヤマトシロアリとします。

## 3. 適用範囲

本保証の適用範囲は、屋根や外壁板などによって風雨から遮断され、かつ、地面に直接接しない建築用木材に限定されます。

## 4. 保証期間

保証の期間は、施工完了日から15年間とします。

## 5. 定期検査

5年後および10年後の定められた期間(施工完了日の応当日を起点の前6か月から後18か月の間)に、認定施工店による定期検査(有償)を受け、この保証書表面の記入欄に実施状況の記録をさせていただきます。

## 6. 保証の発効

この保証書は、認定施工店が裏面に記名・押印することにより効力が生じます。

## 7. 保証の受け方

シロアリの被害を発見した場合には、建物取得者様は認定施工店にすみやかにご連絡いただくことにより、当協会の責任で修復を行います。ただし、保証の免責(後記9)事項に該当する場合は、この限りではありません。なお、通知が遅れた場合には、修復の責任を負わないことがあります。

## 8. 保証の免除

保証対象となるシロアリ被害の修復を目的とした外装材および内装材の撤去および原状回復費用についてはこれを保証するものとします。これ以外の当該建物の基礎・床・壁等の構造体・各防水工事・外内部仕上げ・設備等の建物工事請負者が施工した部分に起因する損害および修復については、建物工事請負者と建物取得者様との間の契約において処理されるものとし、本保証の対象外とします。

## 9. 保証の免責事項

- ① 沖縄県、その他諸島は保証の対象となりません。
- ② 地面に接する木材および雨に曝される木材は保証の対象となりません。
- ③ 地盤の変動、土砂くずれ等の地盤の組織、地質または地形に起因する事由は保証の対象となりません。
- ④ 地震・津波・台風・洪水・豪雪等の自然現象に起因する浸水、または火災・爆発等の消火により浸水した場合は、保証が無効となります。
- ⑤ 屋外および室内よりの雨漏り・漏水・結露を原因とするシロアリの侵入は保証の対象となりません。

- ⑥ 防湿コンクリートのひび割れ等からのシロアリの侵入は保証の対象となりません。
- ⑦ 契約当時実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事故は保証の対象となりません。
- ⑧ 建物について一定期間使用しなくなった場合は保証の対象となりません。ただし、予め、当協会に通知して承認を得た場合はこの限りではありません。
- ⑨ 建物を増改築した場合、増改築部分に対して適正な予防処理が行われなかった場合、保証が無効となります。
- ⑩ 建物について入居者または第三者の不適正な使用・維持管理、または故意過失によるシロアリの侵入は保証の対象となりません。
- ⑪ 建物にシロアリが発生または発生の疑いが生じたとき、認定施工店に連絡なく防除施工あるいは修復された場合は、保証が無効となります。
- ⑫ べた基礎に載っていないポーチ柱等は保証の対象から除きます。
- ⑬ 家具類等動産の損害は、保証の対象から除きます。
- ⑭ 保証書に定期検査の記録が無い場合、保証書は無効となります。
- ⑮ 保証手数料未収の場合は、保証効力は発効しません。
- ⑯ 定期検査ができない基礎貫通部に「ポレイトシール®」が適正に施工されていない場合は、保証の対象となりません。
- ⑰ 当協会が不必要と判断した破壊検査に関する費用は、補償されません。
- ⑱ 基礎外断熱材およびその周辺の隙間からのシロアリの侵入は保証の対象となりません。

## 10. 保証の継承

- ① 保証期間の残っている建物の譲渡に伴う建物取得者様の保証請求権の継承については、本保証の定める保証期間の残余に限り有効とします。
- ② この場合、建物取得者様は当協会に申し出、本証書の名義書換を受けなければなりません。この通知を怠った場合、保証を受けることができません。

## 11. 保証を受けるための維持管理

建物取得者様は保証を受ける条件として、住まいの取扱説明書等に基づいて、建物の適切な維持管理および正常な使用を行うものとします。建物を譲渡した場合、この保証書および住まいの取扱説明書を譲受人に交付してください。

## 12. 関係書類の保管・提示

建物取得者様は、建築物に関する図書資料のうちで建物工事請負者から配布されたものは、災害等で特別な事情がない限り正常に保管し、保証の請求にあたって、建物工事請負者が提示を求めた場合、これに応じるものとし、ます。

## 13. 個人情報の取扱いについて

記載されている氏名、住所、電話番号は保証期間内の付保および定期検査に準ずる活動に範囲を限り利用します。保管は適切な管理を行い、紛失・破壊・改ざん・不正アクセス・漏洩などの防止に努めます。その他の規定については当協会および当社の個人情報保護方針に準ずることとします。

## 14. 合意管轄

本保証に関して訴訟の必要が生じたときは、当協会の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

### 【認定施工店】

日本ポレイト株式会社  
〒135-0001  
東京都江東区毛利1-21-9三喜ビル1F  
TEL:03-6659-5785

印